

平成20年6月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成20年6月20日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(総務常任委員長)

議案第41号 勝浦市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算

陳情第1号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情

陳情第2号 最低賃金の大幅引き上げを求める陳情

陳情第3号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める陳情
(教育民生常任委員長)

議案第44号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 勝浦市国民健康保険直営診療施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第48号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算

請願第1号 すべての高齢者が安心して医療を受けられるよう高齢者医療制度改悪の中止・撤回のため国への意見書提出を求める請願

陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める陳情

陳情第5号 「国における平成21年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める陳情

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第49号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第3号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める意見書について

発議案第4号 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書について

発議案第5号 すべての高齢者が安心して医療を受けられるよう高齢者医療制度の廃止を求める意見書について

発議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

発議案第7号 教育予算拡充に関する意見書について

第4 報告

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

開 議

平成20年6月20日(金) 午後1時00分開議

○議長(水野正美君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 日程第1、議案・請願・陳情を上程いたします。

議案第41号 勝浦市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算、陳情第1号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情、陳情第2号 最低賃金の大幅引き上げを求める陳情、陳情第3号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める陳情、以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安総務常任委員長。

[総務常任委員長 児安利之君登壇]

○総務常任委員長（児安利之君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月16日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第41号 勝浦市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算、以上4件につきましては、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情、及び陳情第2号 最低賃金の大幅引き上げを求める陳情、以上2件につきましては、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

さらに、陳情第3号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める陳情につきましては、願意は認めるものの、既に昨年12月に意見書を千葉県知事に提出してあるので、再度の提出は不要との意見があり、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野正美君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第41号 勝浦市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第42号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第43号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第46号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、陳情第1号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、陳情第1号は、採択と決しました。

○議長（水野正美君） 次に、陳情第2号 最低賃金の大幅引き上げを求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、陳情第2号は、採択と決しました。

○議長（水野正美君） 次に、陳情第3号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、陳情第3号は、趣旨採択と決しました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第44号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 勝浦市国民健康保険直営診療施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第48号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、請願第1号 すべての高齢者が安心して医療を受けられるよう高齢者医療制度改悪の中止・撤回のため国への意見書提出を求める請願、陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める陳情、陳情第5号 「国における平成21年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める陳情、以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。黒川教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 黒川民雄君登壇]

○教育民生常任委員長（黒川民雄君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月17日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第44号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 勝浦市国民健康保険直営診療施設設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第47号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、地域住民への説明・周知の不足及び交通安全上、建設位置等に問題があるとの質疑がなされ、表決の結果、賛成4票、反対4票の可否同数となりましたので、委員会条例第14条の規定を適用し、委員長において可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 すべての高齢者が安心して医療を受けられるよう高齢者医療制度改悪の中止・撤回のため国への意見書提出を求める請願、陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める陳情、陳情第5号 「国における平成21年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める陳情、以上3件につきましては、願意妥当と認め、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上をもちまして教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、前もって通告がありましたので、これを許します。初めに、児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 私は、議案第44号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第47号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、この2件について教育民生常任委員長の報告に対して、反対の立場で討論を行います。

平成20年度は、4月から後期高齢者医療制度が導入されて初めての国民健康保険会計予算が組まれた年であります。老人保健拠出金にかわって後期高齢者支援金が計上されました。これらのことから、一連の税法改悪と私は見ますが、これを見てみると、4月30日に国会で成立した地方税法の改悪の最大のものは、何と言っても道路特定財源である自動車取得税、軽油引取税の暫定税率、免税点の10年間の延長であります。

第2は、65歳以上の公的年金受給者から個人住民税の所得割と均等割を2009年10月支給分から特別徴収、いわゆる年金天引きをするということになりました。これに伴って市税条例が変えられました。

一方、国民健康保険税は、後期高齢者医療制度の実施に付随して65歳以上の国民健康保険税が年金から天引きされるようになり、したがって、介護保険料、65歳以上の個人住民税、さらに高齢者医療保険料、そして65歳以上の国民健康保険税と、すべて年金天引きというまさに年金生活者にとっては死活の問題となっており、多くの高齢者の怒りが広がっているところでもあります。これは、税を幾ら値上げしても取りはぐれのない仕組みであって、支払う側の事情や生活苦などに全く配慮することなく、一方的に保険税を奪い取る制度と言わざるを得ません。しかも、後期高齢者医療制度の導入によって国民健康保険加入者に対する短期人間ドックに対する補助金支給の市単独制度から75歳以上なるがゆえにそれが除外され、7万円の補助が受けられない。受けられる葬祭費7万円から5万円と、死んでまで差別されるのかと、高齢者から怒りの声が上がっているのも当然であります。

制度上から国民健康保険会計から支出できないとしても、一般会計によってせめて74歳以下の市民と同じ条件、このようにすることを私は強く求めるものであります。

次に、国保特別会計の予算を見てみると、2007年度の決算見込みでの2008年度への繰越金は実に2億5,628万6,000円であります。同時に基金の現在高を見ると1億円であります。合わせて3億5,600万円となり、近年にない蓄えの額と私は認識しています。

一方、歳出における後期高齢者支援金の減額補正が1,228万8,000円、老人保健拠出金が297万8,000円の減額補正でありまして、それらを見てみると、保険税の一定の減額は十分可能であることが、数字の上から明らかであります。国民健康保険加入世帯、約4,000世帯と見て、平均、1世帯1万円の減税を行っても4,000万円の財源で可能になるわけであります。しかし、市当局は後期高齢者医療制度の先行きが不透明だということなどを理由にして、繰越金からさらに1億円を基金に積み入れて、基金を2億円としました。なお、1億5,000万円を前年度繰越金として温存しているわけであります。こういうやり方は、私は納得できないわけであります。

私は、75歳以上高齢者の人間ドック補助、あるいは葬祭費の差別の解消と、国民健康保険税の減税を

重ねて強く要求するものであります。

なお、国保会計1本ですので、全体として反対の意思表示であります。しかし、国保会計の中の直営診療施設勘定補正予算については、診療所の新築、改良であり、新たな建設場所周辺の交通施設改良の必要性はあるものの、改築移転については賛意を表するものであります。

さらに、請願第1号 すべての高齢者が安心して医療を受けられるよう高齢者医療制度改悪の中止・撤回のため国への意見書提出を求める請願につきましては、後期高齢者医療制度は75歳以上の人をこれまでの国民健康保険や健康保険から強制的に追い出して、高い負担を無理やり押しつけながら、必要な医療を受けられなくする。私に言わせれば、最悪の制度であります。

主な新聞各社の最近の世論調査を見ても、すべて廃止すべきが多数を占めているのが現実の姿であります。自民党の中曽根元首相、あるいは野中元官房長官、さらには塩川元財務相など、自民党の長老と言われる方々が皆、この制度についてもとに戻して、新しくスタートすべきと主張しているほど、それほどひどいものだというふうには言わざるを得ません。もはや、この制度は小手先の手直しではなくて、制度そのものを廃止するしかありません。私は、この立場から請願の採択に賛意を表して、討論いたします。

○議長（水野正美君） ほかに討論はありませんか。忍足邦昭議員。

〔2番 忍足邦昭君登壇〕

○2番（忍足邦昭君） 私は、関連がありますので、議案第45号及び議案第47号について、それぞれ反対の立場から討論を行います。

まず、議案第45号 勝浦市国民健康保険直営診療施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。本案は、現在、勝浦市松野392番地に所在する国民健康保険勝浦診療所を当該施設の老朽化により、同松野448番地1に移転、新設するため、位置の変更をしようとするものであります。本施設については、昭和44年に開設されて以来39年が経過しており、確かに老朽化のため建てかえの時期に来ていることは理解できるところであります。問題は、その建設場所であります。今回提案されている移転用地につきましては、以前、旧国民健康保険勝浦病院の敷地として使用されていた場所で、当該施設の老朽化に伴う改築に対し、敷地が狭隘であると、そういう理由から現在地に移転、新設したという経緯がございます。

そのような土地に再度移転させること自体、全く理解に苦しむところではありますが、もともと本移転用地は国道と県道の交差点の角地で、交通量も非常に多く、人や車両の出入りにも支障を来すおそれがあることから、医療施設はもとより文教施設や福祉施設等の設置に際しては最も避けるべき場所ではないか、このように考えるものであります。

また、当該国道及び県道は、児童・生徒の通学路となっていることから、緊急に交通安全施設の設置等が要望されているところであり、当該道路拡幅事業の種地としても、本移転用地は必要とされる土地であります。

一方で、上野地区の住民からは、同地区が現在、無医地区状態で不便を来していることから、本施設を移転、新設するのであれば、その不便性を解消するためにも総野地区と上野地区のほぼ中間地点にある旧荒川小学校跡地に建設してほしい旨の強い要望が出されていることはご承知のとおりであります。

そこで、これらの事情を考慮して、この際、本施設の移転新設事業については、将来を見据え、いま一度慎重に検討、見直しを図り、地域住民の十分な理解と協力を得た上で実施すべきものと考えております。したがって、以上の理由から本案には賛意を表することはできないものであります。

次に、議案第47号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、申し上げます。本案は、勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に伴い、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ906万6,000円を減額し、また国民健康保険勝浦診療所の移転、新設事業の実施に伴い、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,789万4,000円を追加しようとするものでありますが、本案には国民健康保険勝浦診療所の移転、新設事業費が計上されているため、さきの議案第45号に関し述べたと同様の理由によりまして、本案についても賛意を表することはできないものであります。

なお、本案のうち事業勘定に係るものについては、後日、別途に補正予算措置を講ずることにより、対応できるものと考えます。

以上で議案第45号及び議案第47号に対する反対討論を終わります。

○議長（水野正美君） ほかに討論はありませんか。刈込欣一議員。

〔6番 刈込欣一君登壇〕

○6番（刈込欣一君） 私は、議案第45号及び議案第47号について賛成の立場で討論を行います。

まず、議案第45号 勝浦市国民健康保険直営診療施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。現診療所は建設当時、入院病床を持ち、救急医療への対応等を考慮し、整備されたものと考えます。しかし、現在は無床化となり、事務室、診療室及び処置室等、病院施設の一部を活用し診療所として施設利用に努力されております。しかし、施設は老朽化し、またバリアフリー化も十分でなく、さらに高台にあるため、高齢者やバス利用による診療所への通院者の利便性を考えた場合、今回提案された市有地への移転に賛意を表するものであります。

さらに、議案第47号 勝浦市国民健康保険特別会計補正予算につきましても、直営勘定において診療所の建設工事費を含む施設整備費を主体とするものであります。よって、賛意を表し、討論を終わりにします。

○議長（水野正美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第45号 勝浦市国民健康保険直営診療施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第47号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第48号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、請願第1号 すべての高齢者が安心して医療を受けられるよう高齢者医療制度改悪の中止・撤回のため国への意見書提出を求める請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、請願第1号は、採択と決しました。

○議長（水野正美君） 次に、陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める陳情及び陳情第5号 「国における平成21年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める陳情、以上2件を一括して採決いたします。本件にする委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、陳情第4号及び陳情第5号、以上2件は、採択と決しました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。

[職員朗読]

○議長（水野正美君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第2、議案を上程いたします。議案第49号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。職員に議案を朗読させます。玉田係長。

[職員朗読]

○議長（水野正美君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

[市長 藤平輝夫君登壇]

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第49号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算において既定予算に140万円を追加し、予算総額を67億8,630万7,000円にしようとするものであります。

歳出予算においては、勝浦東部漁港沢倉地区内の護岸の基礎部分に当たる岩盤が浸食され、去る6月2日、護岸コンクリート擁壁の一部が崩落したことに伴う復旧工事及び今後、台風等により周辺護岸が崩落する恐れがあることから、維持補修工事費として140万円を追加しようとするものであります。

なお、これに対する財源として繰越金140万円を追加計上しようとするものであります。

以上で議案第49号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第49号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第3号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める意見書について、発議

案第4号 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書について、以上2件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

[職員朗読]

○議長（水野正美君） 発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

[10番 児安利之君登壇]

○10番（児安利之君） 議長より指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第3号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める意見書について、発議案第4号 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書について、以上2件について提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第3号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める意見書について申し上げます。国の自治体構造改革により、公共サービスの民間委託と公務員削減が進められています。とりわけ全国ベースで見た地方公務員総数は、平成19年4月1日現在、295万1,296人で、前年対比4万7,106人と過去最大の純減となっています。地方行革指針に基づく集中改革プランに沿って組織の見直し、民間委譲、民間委託等が進められた結果であります。

現在は、平成21年に施行される財政健全化法への対応を理由として、さらなる職員削減や賃金引き下げ、非正規化などの人件費抑制、福祉施設や公立病院、公営交通の民間委譲などの行政水準の引き下げが広がっております。

財政制約を理由とした自治体リストラは、地域にさまざまな問題を引き起こしています。臨時職員への置き換えや業務の民間化は、公務関連で働く労働者の雇用や労働条件を劣悪化させております。極端な低額落札を認めた委託事業では、契約の中途解約も起きているありさまであります。地域の実情を無視した自治体病院の地方独立行政法人化は、医療サービス低下と患者負担増など、地域医療の後退を招いています。大きな社会問題となった耐震強度偽装事件や、埼玉県ふじみ野市のプール事故も行き過ぎた民間開放、規制緩和が招いたものであります。官から民への野放図な改革に今、改めて疑問がわき上がっています。

住民の安全・安心を守るためには、三位一体の改革による地方切り捨ての構造改革ではなく、公共サービスの拡充こそが求められており、住民の暮らしに直結する行政分野の民間開放には慎重な対応が求められています。よって、国においては次の事項について速やかに対処されるよう強く要望します。

1、住民の暮らしや安全にかかわる国や自治体の責任を全うするため、画一的な公務員の削減や安易な民間開放を進めないこと。

2、安定的税源の自治体への委譲と十分な地方交付税により、地方財政を拡充・安定させること。

3、地域医療再生のため、医師・看護師不足の解消と不採算の自治体病院を抱える自治体への財政支援などを行うこと。

4、公共調達や公共事業で働く労働者に適正な賃金・労働条件を保障する公契約法を制定すること。

次に、発議案第4号 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書について申し上げます。働いても最低限の生活すらままならないいわゆるワーキングプア問題が深刻化しています。女性や成年では、半数が低賃金、不安定雇用で暮らしていけない、結婚できない、子供を育てられないと悲鳴が上がっています。貧困の放置は、消費低迷や少子化の進行、地域経済の低迷、企業における技術力の喪失、家庭崩壊、社会保障の崩壊、社会不安の醸成等を連鎖的に引き起し、この国の未来を危うくします。

こうした危機感を背景に、さきの国会では改正最低賃金法が成立し、最低賃金は労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮して決定すること

になりました。

しかし、千葉県の現行最低賃金706円では、月160時間働いたとしても月収11万2,960円にしかならず、千葉市や船橋市などにおける18歳単身世帯の生活保護基準を大きく下回っております。したがって、改正法の趣旨に従えば、最低でも年収200万円水準に当たる時給1,000円以上は必要ということになります。

最低賃金の引き上げによる低賃金構造の抜本的な改革は、均等待遇実現に当たっての賃金水準の底支えや中小企業の下請単価の底支え、適正利潤確保、地域の格差是正と景気回復を図るために必要不可欠であります。国会審議でも、最賃は1,000円以上に、全国一律最賃制をとるの主張もあり、与党も先進国で最低水準の日本の最賃を上げるのは当然という意見を出しています。よって、国においては次の事項について速やかに対処されるよう、強く要望します。

1、今年度の最低賃金については、改正法に基づき地域別最低賃金は健康で文化的な最低限の生活を営むために必要な生計費を基本に、勤労に伴う経費と税、社会保障料負担分を加えた金額に改定すること。当面の目標として、時間額1,000円を実現すること。単年度での達成が困難な地方には、到達計画をつくらせること。

2、最低賃金を年金支給額、下請単価、業者や農民の自家労賃などに連動させ、ナショナルミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。

3、最低賃金違反を根絶するため、労働基準監督官を増員し、監督行政の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第3号及び発議案第4号、以上2件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第3号及び発議案第4号、以上2件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第3号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、発議案第4号 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、発議案第5号 すべての高齢者が安心して医療を受けられるよう高齢者医療制度の廃止を求める意見書について、発議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第7号 教育予算拡充に関する意見書について、以上3件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 発議者から提案理由の説明を求めます。黒川民雄議員。

〔17番 黒川民雄君登壇〕

○17番（黒川民雄君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第5号 すべての高齢者が安心して医療を受けられるよう高齢者医療制度の廃止を求める意見書について、発議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第7号 教育予算拡充に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第5号 すべての高齢者が安心して医療を受けられるよう高齢者医療制度の廃止を求める意見書について申し上げます。政府は、4月から75歳以上を対象に後期高齢者医療制度をスタートさせました。しかし、これに対して、高齢者のみならず多くの住民から、まるでうば捨て山のような声が巻き起こっています。既に全国の自治体の3割を超す議会が制度の見直しや中止、撤回を求める意見書を採択し、国会では4野党が共同提出した廃止法案に与党議員も賛意を表明しております。同制度は、1、これまで保険料負担のなかった扶養者家族も含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する。2、月額1万5,000円以上の年金受給者からは保険料を年金天引きする。3、保険料滞納者からは保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる。4、75歳以上を対象とした別建ての診療報酬を設定し、高齢者に差別医療を強いるものであります。さらに、70歳から74歳の窓口負担1割から2割への引き上げや、65歳から74歳の国保料の年金天引きなどは、収入の十分でない高齢者にとって医療の抑制や年金受給権、生活権の剥奪につながります。

年を重ねれば、だれでも病気にかかりやすくなります。高齢者に十分な医療を保障することが当然であるにもかかわらず、年齢のみで差別するような医療制度は世界に類を見ません。よって、国においては高齢者がいつでも、どこでも安心して医療を受けられるよう、次の事項について速やかに対処されるよう強く要望します。

- 1、後期高齢者医療制度を廃止すること。
- 2、70～74歳の窓口負担1割から2割への引き上げをやめること。
- 3、保険料の年金天引きをやめること。
- 4、資格証明書の発行をしないこと。
- 5、医療に使う国の予算を増額すること。

次に、発議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、申し上げます。義務

教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

国は、教育の質的論議を抜きに国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。さらに、三位一体改革の論議の中で、平成17年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われました。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については2分の1から3分の1に縮減するというものであります。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もあります。義務教育における国と地方の役割等について十分論議がされないまま、地方分権推進の名のもとにこのような見直しが行われれば、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。

また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至です。よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう、強く要望しようとするものであります。

次に、発議案第7号 教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。教育は、憲法、子供の権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を持っております。

しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校を初め、いわゆる学級崩壊、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加により授業料の滞納等、さまざまな深刻な問題を抱えております。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務であります。千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子供たち一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。

そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であります。充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。よって、国においては教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、次の項目を中心に必要な教育予算を確保することを強く要望します。

1、子供たちにきめ細やかな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。

2、少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学校編制基準数を改善すること。

3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持することや、就学援助に関わる予算を拡充すること。

4、子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境条件を整備すること。

5、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

6、子供たちの安全と充実した学習環境を保障するために基準財政需要額を見直し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第5号ないし発議案第7号、以上3件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第5号ないし発議案第7号、以上3件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第5号 すべての高齢者が安心して医療を受けられるよう高齢者医療制度の廃止を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、発議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、及び発議案第7号 教育予算拡充に関する意見書について、以上2件を一括して採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、発議案第6号及び発議案第7号、以上2件は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（水野正美君） 日程第4、報告であります。

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について、市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました報告第3号 繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

本件は、平成19年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、全国瞬時警報システム設置事業に係る経費150万円を平成20年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

以上で報告を終わります。

○議長（水野正美君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（水野正美君） 以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもって平成20年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後2時03分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第41号～議案第48号、請願第1号、陳情第1号～陳情第5号の総括審議
1. 議案第49号の総括審議
1. 発議案第3号～発議案第7号の総括審議
1. 報告第3号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員